

第2号議案 令和4年度事業計画並びに収支予算(案)の承認について

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

新型コロナウイルス禍からの回復の遅れに加えて、ロシアのウクライナへの軍事侵攻が影響し、世界経済は景気の減速が予測されている。国際機関の国際通貨基金(IMF)が4月に公表した今年度の世界経済見通しでは、前年比3.6%増と予測した。これは令和3年度予測値6.1%を下回るばかりではなく、1月時点の予測と比べて0.8ポイント減の大幅な下方修正となる。特に2月24日に始まったウクライナ侵攻が長期化すれば、世界経済への下押しリスクがさらに高まる。両国ともに、穀物や天然ガスなどの資源国であり、これまで新型コロナウイルスによる物流の混乱等による供給不安やエネルギー価格上昇によりインフレが起きていたが、さらに拍車がかかるものと見られている。物流の混乱に関しては、中国における新型コロナウイルスの感染動向とゼロコロナ政策が更なる影響を与えることも危惧される。

政府が令和4年1月17日に閣議決定した本年度の政府経済見通しは、公的支出による経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資にけん引される形で、GDP成長率は実質で3.2%、名目で3.6%程度の高い成長率を予測している。日本経済は回復傾向にあると見られるが、しかし、前提となるのは、新型コロナの感染収束、あるいは新型コロナとの共生が実現するかであり、成長鈍化の懸念は消えていない。

特に懸念されるのが、世界的な物価上昇圧力の強まりに対して、米国等が利上げ実施方針等を示し、世界の金融政策がインフレ抑制に舵を切る中、わが国はこれまでの金利政策を堅持しており、為替の円安が急ピッチで進んでいる。この結果、輸入原材料等の値上がりを招くなど、ウクライナ情勢等も加わり、先行き不透明感が一段と強まっている。

(2) 酪農情勢

新型コロナウイルスの長期化により積み上がった乳製品在庫に対して、生産基盤を損なわないようにしながら、まず、第一段階として新型コロナ以前の在庫水準に

まで在庫の適正化を進めることが喫緊の課題となっている。不需要期、中でも学乳休止期となる春休み期間や年末年始期などに、昨年度と同様、処理不可能乳を出さないために業界を挙げた消費促進対策が求められている。政府は3月以降、外国からの新規入国制限を徐々に緩和し、4月10日時点では1日1万人に拡大しており、今後、更なる拡大がなされれば、消費の増加にもつながることが期待される。

一方、酪農経営は昨年度から続く、配合・粗飼料の急騰、粗飼料の物流遅延、肥料や燃油等、軒並み生産資材価格が値上がりしている。酪農所得は平成28年度をピークに低下し続けてきたが、現状では自助努力で対応できないほどの深刻な経営危機となっており、政府による緊急対策や生産コスト上昇を加味した生産者乳価を求める酪農家の声が一段と強まるものとみられる。先行きについても、新型コロナウイルスによる世界的な物流への影響等も続いているほか、急激な円安による生産資材価格の高止まりや、更なる値上がりも予想され、このままでは(対策が遅れば遅れるほど)離農の増加が心配される。

ミルクの1月28日公表の需給見通しでは、令和4年度末の脱脂粉乳の期末在庫量は13万8200ト(11.8カ月)、前年度比(以下同じ)35.7%増、バターは4万2500ト(6.4カ月)、0.6%減と予測された。特に脱脂粉乳の在庫水準は過去最高を大きく上回る水準まで増大することを予測。これに対し、生産者と乳業者が国の支援も得て一体となって「酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業」を実施する。新型コロナ禍前の水準まで低減させることが目標で、脱脂粉乳の過剰在庫2万5000トの削減に取り組む。事業期間は令和5年9月までの18カ月間、事業費は、国の助成を含めて約100億円を想定。生産者(1キ、45銭拠出)と乳業者(同10～45銭拠出)が36億3千万円ずつ負担。国も「ウイズコロナにおける畜産物の需給安定推進事業」(37億円)を農畜産業振興機構(alic)の関連対策として措置。その事業の中の在庫低減支援対策(28.3億円)により支援する。また、国は販売対策等支援対策(8.4億円)も措置した。

これにより、脱脂粉乳の期末在庫は、同対策(2万5千ト)とホクレン追加対策(4千ト)を踏まえた推計値は、予測の13万8200トから10万9200ト(9.3カ月)、7.2%増ま

で抑えた水準となる見通し。同様にバター of 期末在庫は、国・ホクレン対策(8千ト)を踏まえた推計値では、3万6500ト(5.5カ月)、0.7%減の水準となる見通し。

上記は、いわゆる出口対策といわれるものだが、これに加え入口対策として、北海道は、本年度の生乳販売目標数量を「令和3年度生産目標数量×101%」とする厳しい対策を決定している。また、都府県でも低能力牛の早期選抜に前年度より前倒しで取り組んでいる。入口対策の順守が必要で、それが守られなければ上記にある乳製品の在庫水準が変動することもあり得る。

関連して農水省は、本年度の乳製品の輸入枠を当初方針として、国際的約束(協定)のカレントアクセス(CA=生乳換算13万7千ト)の枠内のみとし、バターは1900ト削減の7600ト(生乳換算約9万4千ト)、脱脂粉乳は前年度と同量の750ト(同約5千ト)とした。ホエイ4500ト(同約3万1千ト)とバターオイルは500ト(同約7千ト)と拡大した。

本年度の生乳生産は、ミルクの見通し(ただし、ホクレンの生産抑制の取り組みを加味していない予測)では、全国の生乳生産量は、771万ト、前年度比0.8%増と4年連続で前年度を上回ると予測されている。北海道が439万7千ト、2%増、都府県が331万3千ト、0.8%減を予測。北海道は6年連続で前年度を上回る見通し。都府県は前年度を上回る見通しの令和3年度を若干下回る見通し。2歳以上の乳牛飼養頭数については、北海道が5千頭増、都府県が約3千頭減少する見通し。消費面では牛乳類(学乳、加工乳、成分調整牛乳、乳飲料)は、458万7千キロと前年度同、主力の牛乳は321万1千キロ、0.9%増と予測した。

本年度の政府予算のうち、農林水産予算は、前年度当初予算比0.3%減の2兆2777億円となった。酪農・畜産関係では、畜産・酪農経営安定対策(所要額)2296億円の中に、加工原料乳生産者補給金374億4810万円(前年度同)、取引価格が低落した場合に補てんする加工原料乳生産者経営安定対策事業62億1900万円(前年度同)が盛り込まれている。「環境負荷軽減に向けた持続的生産支援事業」(エコ畜事業)には、69億7900万円が措置され、耕種農家と連携して輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換への支援が新規メニューに盛り込まれた。ICT

(情報通信技術)を活用した酪農・肉用牛経営の労働負担軽減・省力化を推進する畜産経営体の生産性向上対策には、10億円(前年度13億円、以下同)が措置された。

また、畜産生産力・生産体制強化対策事業85億3千万円(88億7千万円)の内数として、遺伝子解析技術等を活用した乳牛を含む家畜能力の向上、飼料生産組織の作業効率化・運営強化や地域ぐるみで自給飼料の増産、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産振興、放牧・未利用資源の活用などの事業が措置されている。

酪政連が重点要請してきた親元就農を含む酪農後継者の担い手対策では、新規就農者育成総合対策として207億円(205億円)を計上。その中で49歳以下の認定農業者を対象に、経営開始時の投資を基本とする資金を最大1千万円支援。経営開始資金や研修期間中の研修生、雇用元の農業法人等への資金面の支援などを措置した。また、鳥獣被害防止対策には、121億9200万円(121億7900万円)が措置された。

このほか、令和3年度補正予算で措置された畜産クラスター事業(所要額、713億4100万円)では、国産飼料の増産を後押しするため、「飼料増産優先枠」が新設された。牧柵や飼料調製機械等の整備を支援する。

国際情勢としてはTPP11、日EU・EPAが本年度は5年目(日米貿易協定は4年目)に入り、関税率の削減が進むため新たな国際環境下においても酪農家の再生産が確実に可能となるように、引き続き全酪連等の友好団体とともに酪政連に結集して政府・国会への要請活動を実施していくことが重要である。

(3)業務の方針

1)新型コロナウイルス感染拡大の長期化は、引き続き生乳需給に大きな影響を与えている。酪農乳業界は、処理不可能乳の発生防止に全力を尽くす一方、本年度は、酪農・乳業と国が乳製品の過剰在庫対策として、脱脂粉乳2万5000トンの削減に向けて新たな対策を開始した。本会としても生乳需要拡大に向けて、更なる情報発信の強化や消費拡大に努める。

一方、酪農経営は配合・粗飼料価格や燃油など生産コストが高騰し、かつてない深刻な経営危機を迎えている。政府による緊急の経営安定対策や生産コストを反映した適正な生産者乳価が必要な現況にあり、これらの対策の後押しをする。新型コロナ後の需要を見据えると、在庫の適正化を進めつつ、生産基盤を毀損しない形の中で、引き続き需給ギャップの縮小、需給の安定に努めることが必要である。

このため、農政活動では、両情勢の動向を注視しながら、経営悪化が一段と進行する中で、離農をふせぐために酪農経営安定対策や生産資材の価格高騰対策としての配合飼料価格安定制度の財源確保、自給飼料対策、酪農ヘルパー確保対策など、必要な対策を全酪連等の友好団体とともに、酪政連を通じて要請していく。

2) 農政活動ではこのほか、国際情勢として、段階的に関税が削減されてTPP11と日EU・EPA、日米貿易協定はいずれも4月以降、TPP11発効5年目の関税水準となる。自由化がより一層、進行しているため、わが国酪農・乳業に対する影響について、政府のTPP等関連政策大綱を踏まえた上で、必要な対策を酪政連に結集して、政府・国会に要請していく。

国内においては、第8次酪肉近の第3年度となり、同方針では令和12年度の生乳生産量780万トンを目標に掲げている。新型コロナの影響により令和2年度以降、業務用需要の低迷により生乳需給が大幅に緩和し、乳製品在庫が過剰となっているが、需給の安定化を進める一方で、将来に向けた生産基盤の確保のため、チーズ等乳製品の関税引き下げで国際化対応が迫られる北海道酪農と都府県酪農の底上げ・強化が課題である。併せて、家族型酪農経営と大規模酪農経営のバランスのとれた発展を図るために喫緊の生産コスト高騰対策と併せて、友好団体と連携して酪政連を通じて支援対策の継続・拡充を要請していく。

また、飼料の安定的な確保(自給)が喫緊の課題となっているため、耕作放棄地や水田転作による国産飼料の増産を進め、日本の農地や国土を守り、地域経済の活性化を図る上で、酪農の役割がより一層高まっていることを政府・国会に理解を求めていく。

- 3) 農政活動・全酪新報等による情報提供事業とともに、本会事業の柱である酪農共済事業については、酪農家戸数の減少及び新型コロナによる加入推進への影響により、引き続き事業環境は厳しいものがある。新型コロナウイルスの感染動向を注視しつつ、会員・取扱団体の皆様のご協力を得て、感染防止対策に配慮しながら推進活動を実施する。また、酪農共済制度の充実・安定化のために引き続き制度内容の改定等を進めるものとし、酪農共済制度(本体)の満了年齢について第1ステップとして75歳までの延長等を検討し、酪農共済事業の活性化につなげる。
- 4) 各業務について、より一層の効率化を進めるとともに、引き続き規程類の見直しや整備を進める。また、新規就農や牧場従事者など酪農を支える人材を育成する一般社団法人全酪アカデミーの運営など、全酪連との連携強化を進める。
- 5) 酪農会館の運営については、総合管理会社との連携の下、新型コロナ感染対策を実施するとともに、適切な管理・運営に努める。

2. 総会・理事会・監事会・酪農基本対策委員会等の開催

新型コロナの感染状況を踏まえて、下記の各会議ともリモート会議の併用、もしくはリモート会議とする場合がある。

- (1) 通常総会(6月23日)(法人)
- (2) 三役会(法人)
(6月2日、6月23日、11月17日、令和5年3月23日、ほか随時開催)
- (3) 理事会(法人)
(第1回・6月2日、第2回・6月23日、第3回・11月17日、第4回・令和5年3月23日)
- (4) 監事会(第1回6月2日、第2回11月17日)(法人)
- (5) 役員候補推薦委員会(第1回5月11日を書面により開催、ほか随時開催)(法人)
- (6) 酪農基本対策委員会(11月17日)(継4・指導農政)
- (7) 令和4年度事業推進委員会(令和5年2月2日)(継4・指導農政)
- (8) 令和4年度役員報酬等審議委員会(令和5年2月16日)(法人)
- (9) 酪農講演会・酪農ネットワーク会議・酪農共済推進会議(継3・講演研修、継4・指

導農政、他3・酪農共済)

東日本・西日本地区合同 令和4年4月7日(都内)→【延期】

北海道地区 令和5年3月10日(北海道札幌市)

新型コロナウイルス感染状況等、令和5年4月開催予定の本会創立75周年記念行事(案)との兼ね合いもあり、令和4年度酪農ネットワーク会議、酪農共済推進会議の開催日時・方法等については、年度内にさらに検討することとしたい。

(10)その他各種委員会(随時開催)

3. 農政活動(継4・指導農政)

1.農政活動は、日本酪農政治連盟並びに全酪連、日本ホルスタイン登録協会と一体となって本会等の事業計画や酪政連の運動方針に従って、わが国酪農の持続的発展のために政府・国会に令和5年度酪農政策・予算確保について、要請運動を展開していく。特に本年度は生乳需給を一刻も早く安定させることが、喫緊の課題であることから引き続き、脱脂粉乳をはじめとした乳製品在庫対策を要請する。同時に生産資材価格高騰により酪農経営が、かつてない危機的状況にあることから、従来の生産基盤対策に加え、特別要請として下記について要請活動を行う。また、期中改定も含め指定団体の行う生産者乳価交渉の後押しを行っていく。

[特別要請の主な内容]

- ①酪農生産資材の円滑な供給と高騰した生産資材への対応、支援(通常の補填発動基準にとらわれない機動的な対応)
- ②輸入粗飼料に依存するしかない酪農経営に対する支援(例として平成20年に措置した都府県酪農緊急経営強化対策事業等)
- ③上昇している化学肥料コスト低減に関する支援
- ④牛乳・乳製品の需要拡大対策

[酪政連の令和5年度の酪農政策・予算確保に関する重点政策は以下の通り]

(1)酪農の課題

- 1)酪農家戸数の減少に対する歯止め

2) 担い手(後継者、新規就農者)の確保

(2)重点政策

1) 酪農生産資材の円滑な供給と高騰した生産資材への対応

2) 牛乳・乳製品需要の拡大施策

- ・小中学校等に対する学校給食用牛乳の更なる浸透支援
- ・高等学校生徒等に対する牛乳・乳製品の消費喚起運動
- ・地方自治体等が実施する高等学校生徒等に対する牛乳供給事業への支援

3) 指定団体機能の維持

- ・指定団体機能(需給調整、集送乳合理化、乳質保全、乳価形成等)の低下や生産者間の不公平感を回避するために、加工原料乳生産者補給金制度の適正な運用と的確な対応。

4) 酪農ヘルパー対策

- ・家族型酪農経営を中心に経営継続、担い手確保にはヘルパー事業の充実は必須。酪農ヘルパー要員の確保、酪農ヘルパー組織への支援対策の継続と拡充。

5) 家畜排せつ物処理施設対策

- ・老朽化が著しい同施設等の整備、補修への支援対策の継続、拡充。

6) 生産基盤強化・働き方改革等対策

- ・畜産クラスター事業、畜産ICT事業、楽酪GO事業、酪農経営支援総合対策事業等の継続、拡充。

7) 自給飼料確保対策

- ・特に国産粗飼料(WCSを含む)の増産・利用拡大、コントラクター、TMRセンターに対する支援対策の継続、拡充。

8) 鳥獣被害の縮減化、産業獣医師の確保等への支援

9) 放射能汚染地域への支援対策の継続

2.内外の酪農情勢を踏まえて、本会役員等を中心に当面する酪農問題を検討する

「酪農基本対策委員会」を新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら、リモート等の

活用も含め開催し、農政活動に反映させる。(継4・指導農政)

4. 指導事業

事業推進委員会で協議し、理事会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。

(1) 酪農基本対策委員会(継4・指導農政)

本会役員や酪農専門組織等の代表者等の委員を対象に、当面する酪農の諸課題について講演研修を開催する。

(2) 酪農講演会(継3・講演研修)

酪農講演会は、北海道と都府県の2カ所で開催する酪農ネットワーク会議並びに酪農共済推進会議(優良団体・推進功労者表彰)と同日開催する。

(3) 酪農ネットワーク会議(継4・指導農政)

全国のおよそ130名余りの会員、酪農共済取扱団体の委員等を、酪農講演会の開催時に合わせて出席いただき、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催している。

(4) 地域酪農活性化支援事業(継4・指導農政)

地域酪農活性化のための経営管理・飼養管理技術等の研修会などを開催する会員に助成する。本年度は改正後の事業規約並びに事業実施要項により実施する。

(5) 酪農後継者育成事業(継1・視察研修)

新型コロナの影響により、本年度の海外視察研修・旅行はやむを得ず中止とする。そのため、従来実施してきた海外酪農視察研修に関わる下記の酪農後継者育成事業は中止する。

①会員団体より推薦のあった酪農後継者及び酪農協等の職員について、酪農後継者育成事業諮問委員会での審議の上、本会主催の「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」に派遣し、視察研修の費用の一部を規程に基づき助成することとしていたが、本年度も中止する。

②全国酪農青年女性酪農発表大会入賞者への副賞としての海外酪農視察研修

への助成

全国酪農青年女性会議と全酪連が共催する「第50回全国酪農青年女性酪農発表大会」の入賞者に対して、従来、副賞として上記の国会主催の「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」への助成を行ってきたが、今年度は海外視察研修を中止としたことから、副賞対応については、同事務局と協議しながら対応を進めたい。

- ③新規就農者や牧場従事者など、担い手確保のための就農支援事業を目的に設立した一般社団法人全酪アカデミーについて、全酪連と連携して第2年度事業を推進する。

(6)牛乳・乳製品の消費拡大の推進(継2・情報提供)

生乳需給の改善に向けて牛乳・乳製品の消費拡大が大きな課題となっている中で、関係する情報発信の強化やふるさと納税を活用した消費拡大の提案などについて実施する。

(7)写真集作成(継2・情報提供)

令和5年4月に開催を予定する国会創立75周年記念行事に合わせて刊行する写真集「戦後酪農の75年」について作成を進める。

(8)家族型酪農経営支援のためにSFC活動並びに畜産経営経済研究会等の活動支援(継2・情報提供)

家族型酪農経営支援のためにスモール・ファーミング・コミュニティ(SFC、事務局長＝清水池義治北海道大学大学院農学研究院准教授)等の活動を支援する。

また、酪農諸問題も含めて畜産全般の課題について議論している畜産経営経済研究会の活動を支援する。

5. 情報提供事業(継2・情報提供)

- (1)引き続き、日本ホルスタイン登録協会との連携により、同協会の会報として日ホ協特集号を年4回(7月20日号、9月20日号、1月20日号、3月20日号)発行する。
- (2)全酪連など友好団体や酪農団体、資材メーカーとの連携による特集号、特集頁の

企画・製作を重点とし新規企画を含めて推進する。また、暑熱対策等の飼養管理技術に焦点を当てた特集を企画し実現を目指す。

本年の特集企画の予定としては、

- ①全酪連と全国酪農青年女性会議の共催による全国酪農青年女性酪農発表大会の発表者の紹介(7月1日号・予定)
 - ②中央酪農会議による酪農教育ファーム認証制度の特集(9月20日号・予定)
 - ③酪農ヘルパー全国協会による酪農ヘルパー募集(広告・日ホ協特集及び本会ホームページで予定)
- (3) 生乳生産現場において依然として合乳事故やバルク事故が多発しているため、特集企画として実施してきた酪農業賠償責任補償制度(生乳賠償保険)及びバルククーラー保険の普及並びに事故防止キャンペーン特集を本年度も継続実施する。併せて関係保険会社からの広告出稿を働きかけ、恒常化させたい。
- (4) 酪農共済制度の受託会社である、あいおいニッセイ同和損保(株)、東京海上日動火災保険(株)、(株)保険代行社から引き続き特集企画や広告の継続・拡大を目指す。
- (5) 新型コロナ禍の中で取材には制限もあるが、感染防止対策に留意しながら、全国各地で創意工夫している酪農家の経営実態や酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や酪農共済制度取扱組合等の協力を得て、見本紙配布を行う。酪農共済制度の戸別訪問の際に部数増加を図るべく推進するほか、新聞独自でも戸別訪問も含めた拡売を進める。その際、全酪新報連載コラム集「ウシに学ぶ酪農の面白さ」と「進展する貿易自由化 国際交渉と日本農業」の小冊子などを、推進用に活用する。
- このほか酪農ネットワーク会議の委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する。
- (6) ホームページによる情報提供の充実を図る。また、ホームページとの相乗効果も踏まえながら広告の開拓に努める。ホームページ経由による書籍の販売については令和3年7月よりクレジットカード決済を導入しており、今後も力を入れる。
- (7) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月、12月の年2回)発行。

(8) 酪農ネットワーク委員等への情報提供を強化する。従来からの酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布に加え、本会発行の書籍等についても配布し活用していただく。海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行う。

6. 酪農共済事業(他3・酪農共済)

令和4年1月以降、新たな変異株(オミクロン株)による、わが国への感染が全国的に拡大したため、再び推進活動の停止を余儀なくされている。新型コロナ情勢の推移を見極めつつ、全国の取扱団体と引き続き密接な連携を取り、感染防止対策を行った上で、積極的な推進を行っていききたい。昨年度以降、推進活動は新型コロナの影響を大きく受けているが、酪農共済の各種制度は本会の農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保するものであり、酪農生産者の負託に少しでも応える運動展開のため、最大限の努力を行っていく。

これまで本会としても制度内容の充実に取り組んできたが、本年度も、酪農共済制度の充実・安定化のための制度内容の改定等について、進めたい。

酪農共済制度充実・安定化のための本年度実施並びに今後の検討事項について

- ① 現在、酪農共済制度(本体)の満了年齢は70歳であり、他の共済は80歳まで継続可能であることから、第1ステップとして75歳までの延長を検討している。これにより、現在、毎年300～400名の年齢満了による脱退者が発生している事や「酪農ハイ・メディカルSUPER」といった他の制度へも影響があることから、年齢引き上げの必要があると考えている。システム開発等の事務回りの問題を解決し、酪農共済第56期(令和4年11月1日～令和5年10月31日)中の実施を目指す。
- ② 現在、給付対象外となっている「疾病による日帰り手術」の見舞金給付については、ご要望も多く給付対象への検討を行う(実施時期は未定)。
大腸ポリープ切除手術、白内障手術等の日帰り手術の増加などが背景にある。
- ③ 「酪農共済事務ハンドブック」を作成する。酪農共済取扱団体へは説明の上、お渡しし、事務ミスの減少を図る。このことによりご加入者へのより一層のサービス向

上を企図する。併せて、共済取扱い団体との個人情報取扱い、掛金引去り、事務手数料等の関係を明確にするために「酪農共済制度業務委託に関する協定書」を整備する。

④新しいニーズに対する共済制度の研究を行う。

(例) 介護問題、所得補償、法人向けの保障制度など。

〈参考〉

◎令和元年、令和2年の酪農共済制度の充実・安定化のための制度内容の改定等について

(1) 令和元年9月4日、令和元年度第4回理事会

○「酪農ハイ・メディカルSUPER」の制度内容の改定について (令和2年3月1日より実施)	
先進医療特約の追加	保険期間中(1年)1000万円を限度に先進医療にかかわる技術料の支払い(重粒子・陽子線治療(がん)等84種類。 令和3年12月1日現在)
掛け金の変更なし	掛け金の変更なし

(2) 令和2年11月20日、令和2年度第3回理事会

○「酪農ハイ・メディカルSUPER」「酪農がん共済」の制度内容の改定について (令和3年3月1日より実施)	
最終契約更新 年齢の引き上げ (既契約のみ)	「酪農ハイ・メディカルSUPER」 69歳➡79歳 「酪農がん共済」 70歳➡79歳 満80歳の3月1日に脱退
70歳以上の 補償内容	「酪農ハイ・メディカルSUPER」は、70歳以上の補償内容については、葬祭費用10万円・先進医療1000万円補償は変更なし。ただし、入院日額は70歳、75歳で変更(低減)。
「酪農がん共済」は 50万円タイプのみ	「酪農がん共済」は、がん診断保険金が50万円と100万円の2つのタイプがあるが、71歳～79歳は50万円のタイプのみとなる。
新規加入の年齢	新規加入については、従来同様に「酪農ハイ・メディカルSUPER」は65歳、「酪農がん共済」は70歳まで。それ以降は新規加入が不可とし、更新のみ。

本年度はこうした制度充実の周知を図りながら加入促進に努めていく。

[重点項目]

- (1) 「酪農ハイ・メディカルSUPER」「酪農がん共済」の最終契約更新年齢の改定を周知し、各酪農共済制度の一部奨励措置の変更を検討し、酪農共済制度全般の活性化を図る。そのため取扱団体のご協力をいただきながら、特に加入人数を最重点課題とし、積極的な推進活動を行う。
- (2) 酪農共済推進会議及び事務研修会の開催
- (3) 「酪農共済」本体並びに「酪農ハイ・メディカルSUPER」「酪農がん共済」「酪農傷害共済」の加入拡大を図るため、推進担当職員に目標を設定し、達成に向けてそれぞれ最大限の努力をする。
- (4) 発足7年目となる「酪農がん共済」の加入拡大を図るため、加入者並びに取扱団体

への推進キャンペーン実施により積極的な推進活動を行う。

- (5)「酪農こども共済」の加入拡大を図る。将来の酪農後継者である子供たちに「酪農こども共済」に加入いただき、次代の「酪農共済」の若年層の加入につなげて制度の安定化を図る。取扱団体への特別な奨励措置により積極的な推進活動を行う。
- (6)酪農賠償責任補償制度(生乳賠償保険)及びバルククーラー保険の拡充を図り、生乳生産や酪農経営のリスク低減に寄与できるように推進する。また、生乳事故を防ぐために聞き取り調査を実施し、再発防止策を検討する。併せて全酪新報等を活用して生乳事故減少のための特集を企画する。

[酪農共済等の加入推進に対する奨励措置等]

- (1)令和3年11月1日から令和4年10月31日までの「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農がん共済」、「酪農傷害共済」、「酪農こども共済」の加入実績に応じ、「酪農共済優待旅行」への招待または優待などの奨励措置を実施する(旅行の実施時期・内容については検討中)。
- (2)保有奨励
「酪農共済」の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した取扱団体に対し奨励金を交付する。
- (3)高率加入奨励
保有維持奨励の対象とはならないが、「酪農共済」の加入が高率な取扱団体に対し奨励金を交付する。
- (4)「酪農共済」(人数当たり)、「酪農ハイ・メディカルSUPER」(口数当たり)、「酪農がん共済」(口数当たり)、「酪農こども共済」(人数当たり)の新規加入に対し奨励金を取扱団体に対し交付する。
- (5)「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」、「酪農がん共済」、「酪農こども共済」、「酪農年金共済」の新規または増口加入された方に対し加入者グッズを進呈する。
- (6)「酪農がん共済」の新規加入者に対し「選べるギフト」を進呈する。

7. 視察研修事業(継1・視察研修)

新型コロナの影響で海外視察研修並びに酪農共済優待旅行は大きな影響を受けており、令和2年度、令和3年度もやむなく中止にせざるを得なかった。今年度も情勢を見極めた上で可能であればと催行に向けて準備していたが、大手旅行会社(複数)によれば、渡航先が外務省の海外安全情報の感染症危険レベル1にならないと催行は困難であるとの見解が示され、中止する。

(1) 視察研修旅行並びに酪農共済優待旅行

①「第28回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修」を11月に7日間の日程(予定)で検討を始めたものの、上記の理由で中止する。海外視察研修は例年、全国酪農青年女性会議と全酪連共催の全国酪農青年女性酪農発表大会の副賞となっており、本年度の副賞対応については、同事務局と協議しながら対応を進めたい。

②「酪農共済優待旅行・グアム4日間の旅」を令和5年1月に4日間の日程で検討を始めたものの、上記の理由により海外優待旅行は中止する。一方で、国内旅行による代替策を検討し、可能であれば実施する。

(2) 酪農後継者育成事業の周知及び酪農共済優待旅行については、令和5年度以降の実施に向けて、酪農共済制度の積極的な推進により推進担当者等の参加者を増やす。

8. 酪農会館事業(他4・会館賃貸)

①全酪連などの入居者の業務が円滑に進むように酪農会館の管理運営に努める。特に令和3年11月12日付で(株)学究社と建物賃貸契約を締結したこともあり、会館の総合管理会社である(株)東急コミュニティー・東急ビルメンテナンス(株)と定期的な情報交換を行いつつ、新型コロナウイルス感染防止対策を含め、酪農会館の適正な管理を実施していく。

②東急ビルメンテナンス(株)との間で中長期的な酪農会館の管理について検討を進める。

9. 出版及び文化財の頒布・斡旋(他2・出版斡旋)

- (1) 荒川隆氏(元農水省大臣官房長)による「農業・農村政策の光と影」の頒布。(令和2年10月刊行)。
- (2) 「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきもち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」の頒布。(平成27年11月刊行)
- (3) 令和5年用酪農カレンダーの製作頒布。
- (4) 令和5年用酪農手帳の製作頒布。
- (5) 2022(令和4)年度「酪農関係制度資金・補助事業・リース事業利用の手引き」の製作頒布。
- (6) 絵で見る酪農技術書「続・牛飼いの眼」の頒布。(平成13年2月刊行)
- (7) 青色申告のできる「酪農簡易簿記」(軽減税率導入改訂版)の頒布。(令和元年2月刊行)

10. 乳牛共進会等への協賛(賞状・記念品)(継4・指導農政)

各地で開催の乳牛共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与する。

11. 事務の合理化、効率化等

酪農共済制度の事務の効率化のため、制度の管理、新システムの機能向上等を委託会社と連携して検討していく。また、効率的な事業運営に努めるために経理や労務管理システムの見直しを行うとともに、各種規程の見直しを引き続き進める。